

第 7 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成22年11月30日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 7 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成22年11月30日（火曜日）

午前10時24分開議

午前10時30分閉会

本日の会議に付した事件

議案第10号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

出席委員（8人）

委員長	小早川 宗 弘
副委員長	増 永 慎一郎
委員	中 原 隆 博
委員	大 西 一 史
委員	城 下 広 作
委員	吉 永 和 世
委員	濱 田 大 造
委員	浦 田 祐三子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

部長	松 山 正 明
次 長	田 崎 龍 一
次 長	楢木野 史 貴

首席総務審議員兼

人事課長	豊 田 祐 一
財政課長	小 林 弘 史

人事委員会事務局

局 長 松 見 辰 彦

首席総務審議員兼

総務課長	佐 藤 幸 男
公務員課長	松 見 久

事務局職員出席者

議事課課長補佐	徳 永 和 彦
政務調査課課長補佐	後 藤 勝 雄

午前10時24分開議

○小早川宗弘委員長 それでは、ただいまから、第7回総務常任委員会を開会いたします。

本日、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後に、質疑を受けたいと思います。

なお、審査を効率よく進めるために、執行部の説明は着座のまま簡潔に行ってください。それでは、人事課長から、議案について御説明願います。

豊田人事課長。

○豊田人事課長 人事課でございます。着座にて説明させていただきます。

第10号議案熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、委員会説明資料1ページから32ページまでございますが、最後の32ページをお開き願います。

条例案の概要について御説明いたします。

まず、1の条例改正の趣旨でございますが、去る10月12日に行われました人事委員会勧告を踏まえまして、職員の給与月額、それから期末・勤勉手当等を改定するための給与条例の改正を行うものでございます。

また、これにあわせまして、知事、副知事、県議会議員の皆様等の特別職の期末手当につきましても、従来から国の事務次官等の指定職の取り扱いに連動し、また、一般職の給与改定の状況も考慮しながら改正されてき

たことを踏まえまして、条例の改正を行うものでございます。

2の今回改正する条例についてでございますが、一般職につきましては(1)から(5)まで及び(9)から(11)までの計8本でございます。それから、特別職につきまして(6)から(8)までの3本、合計11本の条例を一括して改正するものでございます。

3の主な改正内容についてでございますが、まず、(1)一般職の改定でございますが、一般職の給料表につきましては、医師であります職員に適用します医療職給料表1を除きまして、条例案のとおり、平均で0.1%の引き下げの改定を行うものでございます。

なお、給料表の改定に当たりましては、人事委員会勧告どおり中高年齢層、およそ40歳代以上が受ける給料月額について引き下げを行うこととしております。

(2)、期末手当及び勤勉手当についてでございますが、ことし12月及び年間の支給月数について改定を行うものでございます。

具体的には、まず、①でございますが、平成22年度の支給月数でございますが、一般職員につきましては、現行の年間支給月数4.15月を0.2月引き下げ、3.95月となります。

この0.2月の引き下げを12月期の期末・勤勉手当で行うことから、12月期の支給月数は2.00月となります。

再任用職員につきましては、記載のとおりでございます。

また、知事等の特別職の期末手当につきましては、従前からの取り扱いに倣いまして、国の指定職員等の取り扱いを踏まえまして改定を行うこととしております。年間3.10月を0.15月引き下げまして2.95月となります。この引き下げを12月期で行うため、支給月数は1.50月となります。

なお、②平成23年4月以降の年間支給月数につきましては今年と変わりませんが、6月と12月の支給月数のバランスを調整すること

としております。

(3)、獣医師に対します初任給調整手当の新設でございます。獣医師は御承知のとおり、口蹄疫、BSE、鳥インフルエンザなどの感染症対策や食肉検査、食品衛生監視などの食の安全確保において重要な役割を担っておりますが、近年、採用が非常に困難となっております。そのために、優秀な人材を安定的に確保するため、初任給調整手当を支給するものでございます。九州各県で最高水準とすべく、期間は15年間、手当の上限額を3万円とするものでございます。

(4)、これは、条例の(9)から(11)の関係でございますが、平成18年4月からの給与構造改革による給料の現給保障額につきましても改定にあわせて引き下げるものでございます。

4の施行期日につきましては、12月期の期末・勤勉手当の支給基準日を考慮いたしまして、12月1日としております。

なお、3(2)②平成23年4月以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数と(3)初任給調整手当につきましては、平成23年4月1日からの施行としております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思いません。

なお、今回の委員会は本会議を休憩しての委員会でございますので、質疑は付託議案に関するものみに限らせていただきます。

委員の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

質疑はありませんか。——なければ、これで議案に対する質疑を終了したいと思います。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第10号について、採決したいと思います。

す。

議案第10号を、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもって本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前10時30分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長